

2020年10月1日
商 工 中 金

特別利子補給制度の申請書の発送及び貸付情報の共有についてのお知らせ

特別利子補給制度は、新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた方のうち、売上高が急減した方などに対して、最長3年間分の利息相当額が一括で助成されることにより実質無利子化する制度です。

特別利子補給制度の申請書の発送は、2020年10月中旬頃から、新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局（独立行政法人中小企業基盤整備機構。以下「事務局」という。）より順次行われる予定です。

また、特別利子補給制度の申請書の発送のため、事務局と商工中金の間で、制度の対象となる新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた方の貸付に関する情報を共有させていただきますので、予めご了承ください。

なお、貸付に関する情報は、特別利子補給制度以外の目的には利用しません。

以上